

商標の類否の判断に関する裁判例

－「ゲンコツコロッケ」事件－

H30.3.7 判決 知財高裁 平成 29 年（行ケ）第 10169 号

審決（無効・不成立）取消請求事件：審決取消

概要

本件登録商標の「ゲンコツコロッケ」は「ゲンコツ」と「コロッケ」を分離して観察することが取引上不自然と思われるほど不可分的に結合しているとはいえず、「ゲンコツ」と「ゲンコツコロッケ」は類似すると判断された事例。

本件登録商標

（登録第 5 7 0 8 3 9 7 号商標）



指定商品：第 3 0 類「茶、茶飲料、菓子、パン、サンドイッチ、中華まんじゅう、ハンバーガー、ピザ、ホットドッグ、ミートパイ、調味料、穀物の加工品、穀物の加工品を主材とする調理済み惣菜、ぎょうざ、しゅうまい、すし、たこ焼き、弁当、ラビオリ、お好み焼き、おにぎり、調理済みのラーメン、調理済みのうどん、調理済みの中華そば、調理済みのそうめん、調理済みの焼きそば、調理済みのパスタ、調理済み麺類、調理済みの炒飯、調理済みの丼物、調理済みの米飯、調理済みのスパゲティ、調理済みのカレーライス、ドライカレー、チャーハン」

引用商標

（登録第 5 1 0 0 2 3 0 号商標）

「ゲンコツ」（標準文字）

指定商品：第 3 0 類「おにぎり、ぎょうざ、サンドイッチ、しゅうまい、すし、たこ焼き、肉まんじゅう、ハンバーガー、ピザ、べんとう、ホットドッグ、ミートパイ、ラビオリ」

原告の主張

本件商標の外観は、同じ書体ではあるが、「ゲンコツ」と「コロッケ」の「ゲ」と「コ」を特徴的に大きく表示して、「ゲンコツ」と「コロッケ」を外観上意識的に区別して表示しており、「ゲンコツ」と「コロッケ」の間には、その称呼において、明確に一拍の間隙が存在しており、「ゲンコツ」と「コロッケ」はそれぞれ独立した意味を有している。本件商標は、「ゲンコツ」と「コロッケ」を分離して観察することが、取引上不自然と思われるほど不可分的に結合しているとはいえない。

また、本件商標の構成中の「ゲンコツ」の文字部分のみが、本件商標の要部として、引用商標との類否判断の対象となる。「ゲンコツ」部分が出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認められないとしても、それ以外の部分、すなわち「コロ

ッケ」部分からは、出所識別標識としての称呼、観念が生じないと認められるのであるから、本件商標の一部である「ゲンコツ」部分だけを引用商標と比較して類否を判断すべきである。

被告の主張

本件商標の「ゲンコツコロッケ」の構成文字は、太い筆文字で、間隔を空けることなく横一連に表されており、また語頭「ゲ」、中間「コ」及び語尾「ケ」の文字が、他の文字に比べて多少大きく表されており、その書体の特徴と相俟って、全体として統一感ある印象を与えるものとなっていることから、本件商標は、外観上一体的に看取されるというべきものである。そのような構成において、「コロッケ」の文字部分を捨象するのは、その外観的特徴からして不自然である。

また、本件商標の構成文字全体から生ずる「ゲンコツコロッケ」の称呼は、7 音から構成されていて、短く、よどみなく一連に称呼できることから、その称呼の簡潔性からしても、本件商標に接した需要者及び取引者は、全体で一体不可分の一つの語として認識、理解するとみるのが自然である。

裁判所の判断

『本件商標は、前記第 2、1 のとおり、「ゲンコツコロッケ」の片仮名を、毛筆で書いたかのような字体で、「ゲ」「コ」「ケ」をやや大きく、その余の文字をやや小さく一連に書してなり、「ゲンコツコロッケ」の称呼を生じるものである。そして、本件商標のうち「ゲンコツ」は、「にぎりこぶし。げんこ。」を意味する（甲 6）。証拠（甲 5 4～5 8、6 0、6 1、6 3、乙 3）及び弁論の全趣旨によると、本件登録審決日当時、「ゲンコツ」は、食品分野において、ゴツゴツした形状や大きさがにぎりこぶし程度であることを意味する語として用いられることがあったものと認められる。「コロッケ」は、「揚げ物料理の一つ。あらかじめ調理した挽肉・魚介・野菜などを、ゆでてつぶしたジャガイモやベシヤメル・ソースと混ぜ合わせて小判形などにまとめ、パン粉の衣をつけて油で揚げたもの。」を意味する（甲 5）。

本件商標は、「ゲンコツ」と「コロッケ」の結合商標と認められるところ、その全体は8字8音とやや冗長であること、上記のとおり「コ」の字がやや大きいこと、「ゲンコツ」も「コロッケ」も上記の意味において一般に広く知られていることからすると、本件商標は、「ゲンコツ」と「コロッケ」を分離して観察することが取引上不自然と思われるほど不可分的に結合しているとはいえないものである。

また、本件商標の指定商品のうち本件訴訟において争われている指定商品は、いずれも、「コロッケ入り」の食品であるから、本件商標の構成のうち「コロッケ」の部分は、指定商品の原材料を意味するものと捉えられ、識別力がかなり低いものである。

これに対し、上記のとおり、「ゲンコツ」は、食品分野において、ゴツゴツした形状や大きさがにぎりこぶし程度であることを意味する語として用いられることがあることから、「ゲンコツコロッケ」は、「ゴツゴツした、にぎりこぶし大のコロッケ」との観念も生じ得るが、常にそのような観念が生ずるとまではいえず、また、本件商標の指定商品の原材料である「コロッケ」は、ゴツゴツしたものやにぎりこぶし大のものに限定されていないのであるから、「ゲンコツ」は、「コロッケ」よりも識別力が高く、需要者に対して強く支配的な印象を与えるというべきである。』

検討

審査基準では、『結合商標は、商標の各構成部分の結合の強弱の程度を考慮し、各構成部分がそれを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど強く結合しているものと認められない場合には、その一部だけから称呼、観念が生じ得る。』として、結合の強弱が重要となる。

本判決では、結合商標の類否について、①『本件商標は、「ゲンコツ」と「コロッケ」の結合商標と認められるところ、その全体は8字8音とやや冗長であること』、②『「コ」の字がやや大きいこと』、③『「ゲンコツ」も「コロッケ」も上記の意味において一般に広く知られていることから』、『「ゲンコツ」と「コロッケ」を分離して観察することが取引上不自然と思われるほど不可分的に結合しているとはいえないものである。』と判断した。

この点、審査基準にある『商標の各構成部分の結合の強弱の程度』につき、①文字の音数、②文字の大きさ、③各構成部分の味合いの3つのポイントによって、「結合の強弱の程度」が検討されている点が、参考となる。

実務上の指針

識別力を有しない文字を構成中に含む場合について、審査基準は、『指定商品又は指定役務との関係から、普通に使用される文字、慣用される文字又は商品の品質、原材料等を表示する文字、若しくは役務の提供の場所、質等を表示する識別力を有しない文字を有する結合商標は、原則として、それが付加結合されていない商標と類似する。』としている。

本判決では、『「コロッケ」は、「揚げ物料理の一つ。あらかじめ調理した挽肉・魚介・野菜などを、ゆでてつぶしたジャガイモやベシャメル・ソースと混ぜ合わせて小判形などにまとめ、パン粉の衣をつけて油で揚げたもの。』を意味し、『本件商標の構成のうち「コロッケ」の部分は、指定商品の原材料を意味するものと捉えられ、識別力がかなり低い』と判断した。

そして、『「ゲンコツ」は、「コロッケ」よりも識別力が高く、需要者に対して強く支配的な印象を与えるというべきである。』と要部の認定を行って、「ゲンコツ」と「ゲンコツコロッケ」とが、類似すると結論付けた。

そうすると、本判決の結合商標の類否判断は、審査基準に沿った判断であって、一応妥当に思える。

一方、「ゲンコツ」と「ゲンコツメンチ」とが非類似と判断された判決がある（平成28年（行ケ）第10164号）。

この判決では、「ゲンコツメンチ」の構成について、標準文字で、一連に横書きされており、各文字は、同じ字体、大きさ及び間隔で、一体的に表記され、その称呼が、「ゲ」と「メ」の母音がいずれも「エ」、その次に続く音がいずれも「ン」であり、韻を踏んだ状態になっており、リズム感があることから、全体として、7文字であるに於いては、簡潔で歯切れのいい印象を与えること、また、「メンチ」の語について、パン粉の衣をつけて油で揚げた料理である「メンチカツ」を表す名詞として、全国の取引者、需用者に、それほど普及しているとはいえない、とし、結論として、「ゲンコツ」の文字部分だけが、取引者、需要者に対し商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものとはいえないとして、「ゲンコツ」と「ゲンコツメンチ」とを非類似と判断した。

そうすると、結合商標の類否判断においては、指定商品・指定役務との関係での商標の各構成部分の識別力の強弱と、上述の①文字の音数、②文字の大きさ、③各構成部分の味合いの3つのポイントにおける結合の強弱の程度と、について、総合的に観察すべきという。

したがって、結合商標の構成の一部に普通に使用される文字が含まれていた場合であっても、当該結合商標を分離して観察を行うかどうかは、機械的にならず、各事案に応じて、個別に判断されるべきといえる。

以上